

第 2 回「山梨サイクルネット構想（富士北麓地域）」

検討委員会

参考資料

— 目 次 —

1. <参考 1> 富士北麓地域の規制状況	1
1.1 山梨県の景観条例における規制	1
1.2 各関係市町村における規制	4
1.3 まとめ	5
2. <参考 2> 法定外標識に使用する文字の大きさ	6
3. <参考 3> 案内誘導法定外標識の記載内容の参考事例	9
4. <参考 4> モデルコースの管理者区分	10

1. <参考 1> 富士北麓地域の規制状況

今回の検討地域は富士箱根伊豆国立公園内に位置しており、路面表示等サイン類の設置を検討する際に、自然公園法や県及び関係市町村の景観条例に留意する必要がある、それぞれについて整理する。

1.1 山梨県の景観条例における規制

平成 2 年に「山梨景観条例」が制定され、公共事業を行う際に「公共事業等景観形成指針」に基づく必要がある、そのうち、法定外標識等の設置については、下記の記述があった。



出典: 山梨県「公共事業等景観形成指針のあらまし」H2

また、山梨県では「屋外広告物の手引き」(H24.9)や「屋外広告物ガイドライン」(H26.10)が発表された。

まず、「屋外広告物ガイドライン」では、富士山周辺地域に屋外広告物を設置する際、色等について、下記の記述がある。一方、路面表示に関する規制の記載はなかった。

■山梨県「屋外広告物ガイドライン」(H26.10)

富士山周辺地域

富士山とその周辺にある神社、登山道、湖沼等の文化財は、平成25年6月、世界遺産として登録されました。それは富士山が、雄大さ、気高さ、美しさなどを基盤とし、信仰や芸術を生み出した山として、世界にふたつない価値を持ち、また周辺の文化財も世界文化遺産としてふさわしい価値を有しているからです。私たちはこれから世界に誇れる文化遺産の価値を保全し、後世に継承していくことが求められています。

こうしたなか、屋外広告物は富士山周辺地域の景観形成を考える上で重要な要素の1つであるため、富士山の眺望を阻害せず、文化財との調和を乱さないよう、注意して設置することが必要です。

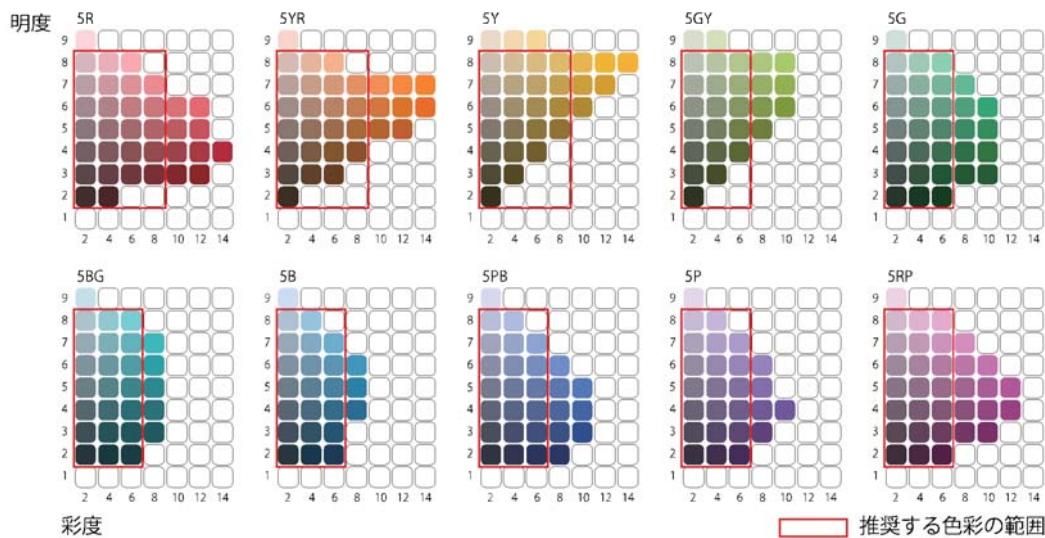


📌 配慮したいポイント

- 高彩度色は使わない。【推奨】「推奨する色彩」を参照
- 色数を抑える。【推奨】色数は3色までとし、写真広告は控える。
- 必要以上に大きなものは避け、小さくても情報が伝わるようデザインを工夫する。
- できるだけ自然素材を用いる。
- 緑を活かしたうるおいのある空間の演出を行う。
- LED広告などの表示内容が変化するものや照明が点滅するもの、ネオン管は設置しない。
- 外照式の照明を設置する場合は、広告物以外を照らさないよう工夫する。

推奨する色彩

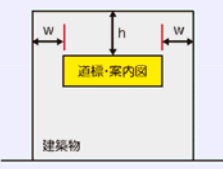


【推奨色】彩度6以下（色相がR、YR、Yの場合、彩度8以下）、明度2以上8以下



出典:山梨県「屋外広告物ガイドライン」H26.10

■山梨県「屋外広告物の手引き」(H24.9)

また、「屋外広告物の手引き」では、道標及び案内図のサイズや色彩については、下記の基準が設定されている。

道標及び案内図に係る基準					
	第一種禁止地域	第二種禁止地域	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
高さ (h)	h≤3m (塀又は垣を利用する広告物等:h≤2.5m)		h≤5m		
表示面積 (A)	A≤1㎡ 1㎡(以下)×共同表示者の数≤10㎡(集合看板の場合) 複数の道標を表示または設置する場合 Ap:禁止地域における表示面積の合計(㎡) As:許可地域における表示面積の合計(㎡) Ap÷5.0+As÷10.0≤1		A≤2㎡ 2㎡(以下)×共同表示者の数≤16㎡(集合看板の場合)		
色彩 最大面積色の明度(V) 最大面積色の彩度(C)	・色相: R、YR、Y、GY又はG ・3≤V≤7 ・C≤4 (色相がR、YR、Y又はGYの場合:C≤6)	・2≤V≤8 (第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域:V≥2) ・C≤6 (色相がR、YR又はYの場合:C≤8)	V≥2 C≤6 (色相がR、YR又はYの場合:C≤8)		
その他	<p>・建築物を利用する広告物等については、次に掲げる全ての要件を満たすこと</p> <p>(1) 外壁を利用する広告物等であること (2) 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと(h) (3) 広告物等が外壁の側端から突出しないこと(W) (4) 1壁面につき2枚以下であること</p> <p>・塀又は垣を利用する広告物等にあつては、広告物等の側端が塀又は垣の面の側端及びその延長線から突出しないこと(W)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p>○表示または設置する場所は、誘導のためやむを得ないと認められるものであること ○ネオン管を使用しないこと ○照明が点滅しないこと ○表示の内容が変化するものでないこと(第三種を除く) ○主たる表示内容が、誘導を目的としたものであること</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; border-radius: 10px;">誘導目的以外の表示面積</div> <div style="font-size: 2em;">←</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; border-radius: 10px;">誘導目的の表示面積</div> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>●住所、電話番号、業種名、営業日・時間、URL、キャッチフレーズ、写真・絵画等、誘導目的以外の表示内容</p> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>●誘導目的の表示面積は全体表示面積の過半であること</p> <p>●誘導目的の表示内容は、店舗・事業所名、方向、案内図、距離等で、営業内容等を含まないもの</p> <p>●店舗・事業所名のほかに誘導に必要な方向、案内図、距離等を必ず表示すること</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>イメージ</p> </div>				

出典：山梨県「屋外広告物の手引き」H24.9

1.2 各関係市町村における規制

富士北麓における関係 7 市町村の景観計画、景観条例内のうち、法定外標識等に関する規制を整理した。その結果は下記の通りである。

▼関係 7 市町村の路面表示や法定外標識の各種規制

市町村名	項目	関連記述	出典	備考
富士吉田市	法定外標識	—	—	景観計画は今年度に策定予定
	路面表示	—	—	—
身延町	法定外標識	—	—	—
	路面表示	—	—	—
西桂町	法定外標識	○山梨県屋外広告物条例に基づき、道標・案内図は 1m ² 以内	西桂町景観計画	—
	路面表示	—	—	—
富士河口湖町	法定外標識	○広告サインの文字は、不必要に大きなものは使用しない ○屋外広告物については、必要最小限度の大きさ、設置個数に留めるとともに、道路の快適な見通しの確保、富士山や湖などの良好な自然経過や地域景観との調和に配慮する。 ○基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める	富士河口湖町景観計画	—
	路面表示	—	—	—
忍野村	法定外標識	○色彩は、落ち着いた低明度のこげ茶色系を原則とする ○道路交通の安全に影響のある交差点などへの設置は極力避けるよう努め、やむを得ない場合は、位置・大きさにご配慮してください	忍野村景観計画(改定版)	—
	路面表示	—	—	—
鳴沢村	法定外標識	○「山梨県景観条例」に基づき規制を行う	鳴沢村景観計画	—
	路面表示	—	—	—
山中湖村	法定外標識	○自然公園法および山梨県屋外広告物条例に基づき、良好な屋外広告物の風景づくりを推進	山中湖村景観計画	○現地調査やヒアリングの結果では、法定外標識等の色は基本茶色。
	路面表示	—	—	—

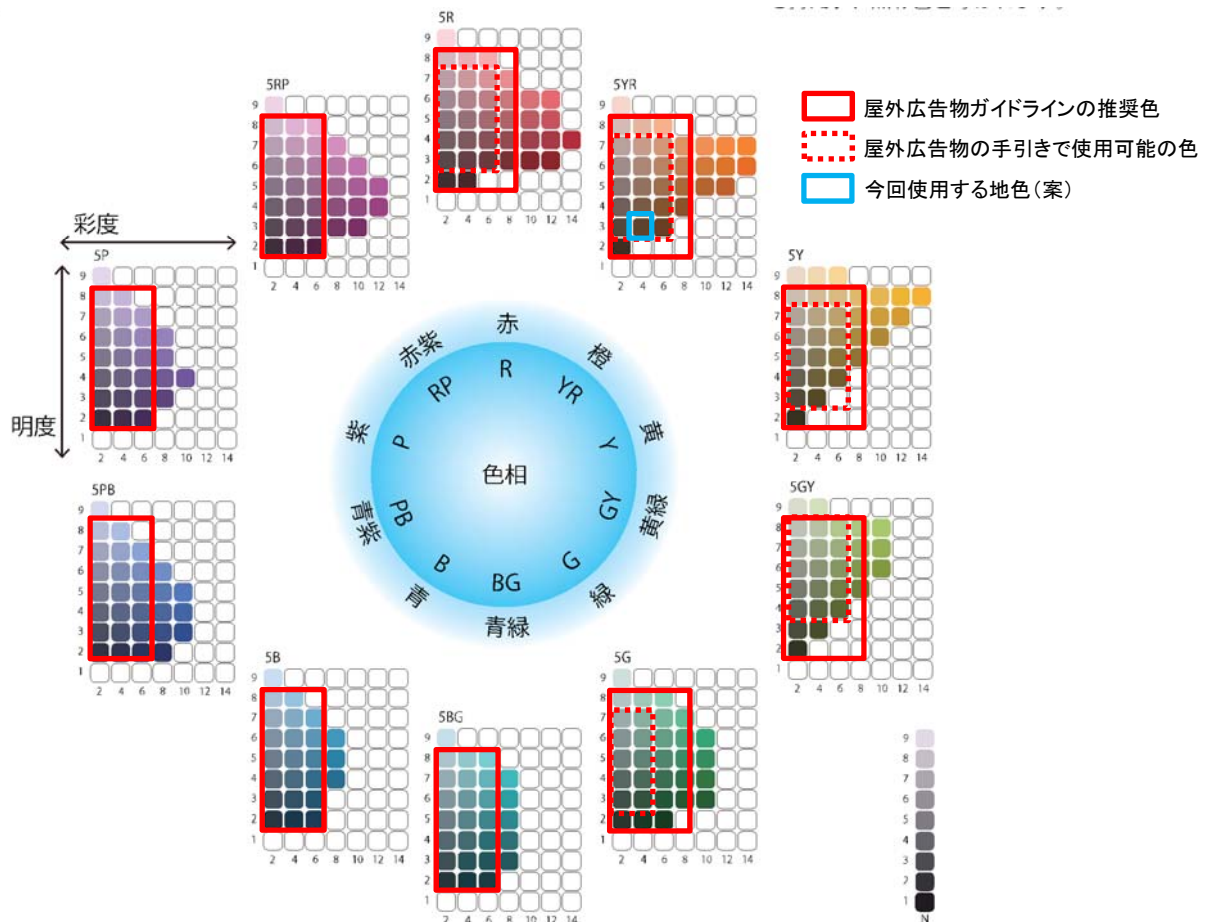
1.3 まとめ

路面表示及び法定外標識をデザインする際に、地色及びサイズについて、地域における統一性を図るため、上記で整理した各種規制のうち最も厳しいものをデザインの基準とする。

▼路面表示やサインのデザイン際の基準

項目	サイズ	色	備考
サイン	○高さ $\leq 3m$ ○表示面積 $\leq 1m^2$ ただし、集合看板の場合 $\leq 10m^2$	○色相: R, YR, Y, GY, G ○明度: $3 \leq V \leq 7$ ○最大面積色の彩度: $C \leq 4$ (色相が R, YR, Y, GY の場合 $C \leq 6$)	○現地調査から、既存の法定外看板は濃い茶色を使用
路面表示	—	○路面表示は環境省の管轄ではないため、青にする問題がない。(県内の既存事例では、赤を使用。)	○形状、色については特に規制がなく、設置する際に、各関係機関(国、環境省、関係市町村、警察と協議が必要)

<参考> 色彩の範囲設定



2. <参考 2> 法定外標識に使用する文字の大きさ

- 自動車用の案内標識の文字のサイズについては、「道路標識設置基準・同解説(昭和 62 年 1 月 社団法人日本道路協会)」内の「漢字の大きさ(p. 60)」に記載されており、設計速度が 30km/h 以下の場合、漢字は 10cm 以上としている。

3-1-3 標示板・文字の寸法等

標示板の寸法及び文字・記号等の大きさ、形、色は、標識令に基づくものとし、標示板・文字等の拡大率は、交通が安全かつ円滑に走行できるよう、道路標識の種類と道路及び交通の状況を考慮のうえ、適切に決定するものとする。

【解説】

(1) 標示板及び文字等の基本寸法

標示板の基本寸法は、文字数の変化により定まるものと、文字数や記号（以下この項では「文字数等」という。）を一定として標示板の寸法を定めたものとに分けられる。

1) 案内標識

一般道路に用いられる案内標識は、ほとんどが地名を案内対象にしており、その文字数により標示板の基本寸法が異なる。このため標識令ではシンボライズされた「非常電話(116の2)」、「待避所(116の3)」、「非常駐車帯(116の4)」、「駐車場(117-A)」、「登坂車線(117の2-A)」、「国道番号(118)」、「都道府県道番号(118の2)」、「道路の通称名(119-A, B, C)」、「まわり道(120-A)」についてのみ標示板及び文字等の基本寸法を定めている。(付録 2 参照)

一般道路に用いる案内標識で上記以外の標識の文字等の基本寸法は原則として次によることとする。

i) 漢字の大きさ		
設計速度	70km/h以上	……30cm(基準値)
	40, 50, 60km/h	……20cm(")
	30km/h以下	……10cm(")

出典:道路標識設置基準・同解説

- 自転車案内誘導法定外標識の事例では、漢字のサイズはいずれも 10cm 以下となっている。



- ▶ また、環境省の「公共標識（サイン類）に関する技術指針」（H25）では、漢字の書体については、基本「角ゴシック体」とし、表記スペースが不足する場合、横組み表記では長体を、縦組み表記では平体をそれぞれかけることが可能。また、漢字の大きさについては、視距離 10m の場合、文字高は 4cm 以上とする考えを示している。

②書体

- ・日本語に使用する文字は、線幅がほぼ一定で視認性に優れた「角ゴシック体」を基本とする。
- ・なお比較的長い文章などの場合には、可読性を考慮して他の書体を用いることも可とする。
- ・英語・数字の書体は、日本語書体の角ゴシック体との調和を考慮するとともに、視認性に優れた「サンセリフ系書体」を基本とする。
- ・中国語・ハングルの書体は、角ゴシック体に準じた書体を選択する。

・長い名称など、表記スペースが不足する場合は、横組み表記では長体を、縦組み表記では平体をそれぞれかける。ただし可読性が低下するため、過度の変形は避ける。

*サンセリフ系書体：欧文書体のうち、文字の末端部にある爪のような装飾（セリフ）がなく、文字に使用する線の太さがほぼ一定である書体

③文字の大きさ

- ・視距離による文字の大きさの目安は、下表に示すとおりである。
- ・日本語に併記する英語の文字の大きさは、日本語の文字の 3/4 程度を基本とする。

表7 参考：旅客施設ガイドラインにおける文字サイズの考え方

視距離	和文文字高	英文文字高
10m の場合	4cm 以上	3cm 以上
4～5m の場合	2cm 以上	1.5cm 以上
1～2m の場合	0.9cm 以上	0.7cm 以上

（両眼矯正視力 0.5 を想定）

出典：「公共標識（サイン類）に関する技術指針」環境省

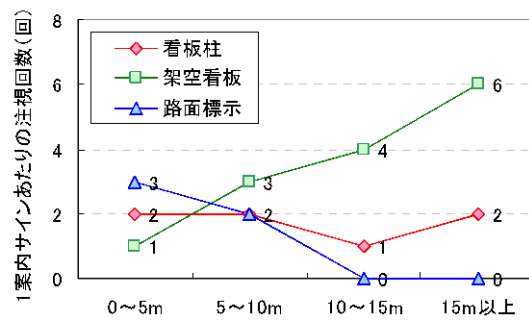
⇒現状では、自転車用の法定外標識に用いる文字高については、明確な基準がない。

<参考>視距離と文字高の関係

自転車の利用者は、サインに対して、15m以上に一回視認し、10m未満の近距離で再度視認する特性を持っているため、視認距離と文字の大きさの関係式を用いて、利用者が15mで視認すると想定する場合、文字の大きさは6cmとなる（※0.06m×250=15m）。10mで視認すると想定する場合、文字の大きさは4cmとなる（※0.04m×250=10m）

(4) 案内サインの視認開始位置

案内サイン別の視認開始位置を、それぞれの案内サイン設置位置手前からの距離で比較した(図10)。構造分離の看板柱は、15m以上手前の遠距離で一度視認して、再度10m未満の近距離で視認している特性を持つ。これは、道路中央の位置に看板柱が設置されているため、自転車の走行安全上の確認行動を含めた視認も含まれているためと推察する。また、視覚分離の架空看板では、近距離よりも15m以上の遠距離で視認している状況が多くなっている。一方、自転車通行指導帯の路面標示は、案内サイン手前5m未満での視認が多くを占め、近距離で視認していない。



※被験者3人の合計値

図10 案内サイン別の視認開始位置

出典: 土木計画学「自転車案内サインの視認特性と適切な案内誘導方策に関する考察」

視距離ごとに算出する文字の大きさ

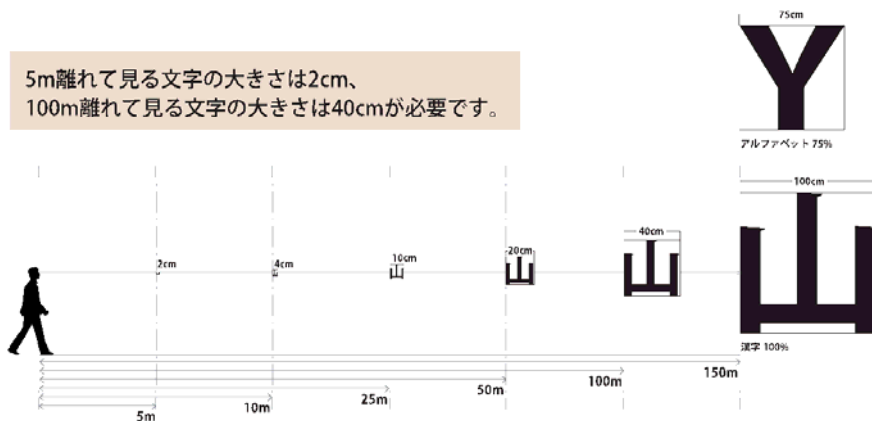
「文字の高さ×250=視距離」

によって、視距離ごとの文字の大きさを決める日数を算出することができます。

アルファベットや数字は、書体にもよりますが、漢字100に対して、アルファベット・数字75程度で、ほぼ同じ視距離から見えるとされています。

(交通エコロジー・モビリティ財団「ひと目でわかるシンボルサイン—標準案内用図記号ガイドブック」)

5m離れて見る文字の大きさは2cm、
100m離れて見る文字の大きさは40cmが必要です。



出典: 山梨県「屋外広告物ガイドライン」

3. <参考3>案内誘導法定外標識の記載内容の参考事例

事例	記載内容									
	自転車マーク	コース名	交差点名	起終点名と起終点までの距離	方向矢印	分岐コース名	分岐コースの起終点名と起終点までの距離	英語表記	分岐コース上のサイクルステーションとサイクルステーションまでの距離	サイクリングルートの変称
和歌山	—	○	—	○	○	○	○	○	○	—
奈良	○	○	—	○	○	○	○	—	○	○

■奈良の事例



■和歌山県の事例



4. <参考 4>モデルコースの管理者区分

